

第13部 6次産業

解 説

この部には、「6次産業化総合調査」の結果から、6次産業化業態別及び農業・漁業経営体における6次産業化販売戦略実態に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

6次産業化総合調査は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の1年間である。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成28年度の期間を含む1年間とした。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業及び漁業生産関連事業を営む運営主体をいう。
なお、同一の運営主体で複数の事業を営んでいる場合はそれぞれ1事業体としてカウントした。

(2) 従事者

農業及び漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等も含む。

(3) 雇用者

農業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいう。

(4) 年間販売（売上）金額

農業及び漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額は、調査対象期間の事業による販売（売上）金額をいう。

(5) 農業生産関連事業

農業経営体又は農協等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。

(6) 漁業生産関連事業

漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて営む水産加工、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業をいう。